

一般社団法人国際ミーティングポイント協会

定款

第 1章 総則

(名称)

第 1条 この法人は、一般社団法人国際ミーティングポイント協会（以下、「本会」という。）と称し、英文では International Cultural Exchange Association The Meeting Point と表記する。

(事務所)

第 2条 本会は、主たる事務所を名古屋市に置く。 2 本会は、必要に応じて理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2章 目的及び事業

(目的)

第 3条 本会は、日本在籍の外交団との連携の基に諸外国との友好と親善そして相互理解を深めるために、文化部門を中心にして幅広い国際交流の推進を図り、ひいては世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員が集まり、在日本外交団とセミナーや懇親会を開催して交流を深める事業
- (2) 会員の協力と在日本外交団の理解を得て国際的な視野に立った事業や、地域活性化を図る事業
- (3) 在日本外交団の大使館と連携し、諸外国と交流を進めるための事業
- (4) 学生の留学機会を創出し支援する事業
- (5) 国際交流の研究と紹介
- (6) 会報誌などの出版物の発行
- (7) 社会貢献のための以下の業務
 - ① 自然・文化遺産等の保全活動
 - ② 地域交流の促進
 - ③ 地域の発展等に寄与する活動
- (8) その他、本会の目的を達するための事業

2 前項の事業については、本邦内及び本邦外において行うものとする。

第 3章 会員

(法人の構成員)

第 5条 本会に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員国際交流に関わる者

- (2) 協力会員正会員以外の国際交流関係者
- (3) 賛助会員及び在外賛助会員自治体、機関、団体、企業その他国際交流に密接な関係がある者

(入会)

第 6条 本会の会員になろうとする者は、1名以上の会員の推薦を受けたうえ、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会の拒否)

第 7条 本会の会員になろうとする者が、次の各号の 1に該当するときは入会を拒否する。

- (1) 過去 5年以内に国内で犯罪を犯していた者
- (2) 国外で罪を犯していた者
- (3) 本会において除名処分を受けた者

(入会金及び会費の納入)

第 8条 正会員は、総会又は定款において別に定めるところにより、入会金及び会費を納付しなければならない。

2 協力会員、賛助会員及び在外賛助会員は、理事会又は定款において別に定めるところにより、協力会費、賛助会費及び在外賛助会費を納付しなければならない。

3 既納の入会金、会費、協力会費、賛助会費及び在外賛助会費は、返還しないものとする。